



パートナーシップ宣誓証明書

浦添市では同条例に基づき、令和3年10月1日よりパートナーシップ宣誓証明書の交付を開始しました。本証明書は、法的な効力はありませんが、お互いに支え合い、人生を共にする関係を、本市が認め尊重するものです。



▲浦添市パートナーシップ宣誓証明書の申請交付について

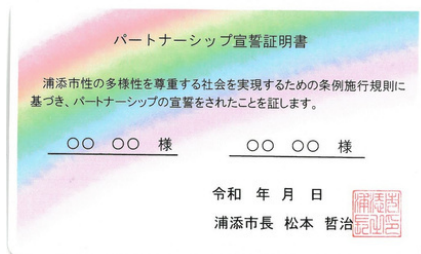
パートナーシップ宣誓
証明書交付

22組

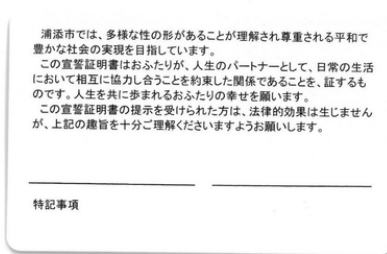
(R8.8月末時点)

第1号の申請をした
お二人は、「法的な効力はないけれど、私たちは入籍だ
と思っている」と晴れやかな
笑顔で言葉を残しています。

パートナーシップ宣誓証明書 カード見本



(表)



(裏)



本証明書で利用できる行政サービスの公表

本市では、浦添市パートナーシップ宣誓証明書の提示で利用できる行政サービスを、市のホームページで公表しております。



▲市ホームページ



沖縄県との連携協定締結について

沖縄県が令和7年3月28日に「沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入したことに伴い、本市と沖縄県は、証明書の相互利用に関する協定を締結しました。協定の締結によえい、お互いの制度に基づき交付した証明書は、双方の行政サービスに利用することが可能となりました。沖縄県が公表しているサービスについては、県ホームページをご確認ください。



▲県ホームページ



浦添市パートナーシップ宣誓証明の交付された方の声 (ヒアリングご協力回答の一部を抜粋)



現在の日本では同性婚が認められていないため公的な証明書が欲しいと思い申請しました。



入院・手続きの際に同意書のサイン、緊急時に病院でいち早く対応してもらえるように活用したい。



記念日に形になるものが欲しかったため申請しました。



将来のために申請しました。



同性婚できないから、結婚に近い制度として利用した。



行政サービスなどがあれば、積極的に使用していきたい。



周りの人たちに結婚と同じくらい大事なことだと証明したい。



他人ではなく家族としての証明。



結婚しようにも、現在の制度下では選択しがなく、少しでも好きな人と一緒である、このような人が存在していると、行政、数字上認められたいため。



利用する人が増えることで広がっていくと思うので、勇気を出して宣誓してほしい。



実際の婚姻制度との効力は違いますが感覚は同じように「役所に認めてもらえた！」



住宅賃貸時の保証人や病院面会等に活用したい。